

特例対象被保険者（非自発的失業者）にかかる申告書

令和 年 月 日

安来市長 様

申請者（世帯主）住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

安来市国民健康保険税条例第 22 条の 2 の規定により、下記のとおり特例対象被保険者（非自発的失業者）に係る事項を申告します。

記

被保険者等記号番号	06-
対象者氏名	
生年月日（年齢） ※65歳未満の方のみ	年 月 日（満 歳）
離職年月日	年 月 日
離職理由コード 「雇用保険受給資格者証」 の確認の上、該当するもの に○印	特定受給資格者 11・12・21・22・31・32
	特定理由離職者 23・33・34

上記事項の確認にあたり、マイナンバーを利用した情報連携によることに同意しない場合は、次の □ にチェック（✓）をしてください。

→ 情報連携による確認に同意しない

（同意しない場合は、必ず「雇用保険受給資格者証」の写しを提出してください）

事務処理欄	確認方法	情報連携	・ 受給資格者証	入力日
-------	------	------	----------	-----

安来市国民健康保険税条例

(略)

(国民健康保険税に関する申告)

第 22 条 国民健康保険税の納税義務者は、4 月 15 日まで(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から 15 日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第 317 条の 2 第 1 項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第 22 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。